

ホームページは、当社施工例やこの『ホームリニューアル通信』を載せています。現在は月に2回更新しています。

リフォームワンポイントアドバイス

## 長期使用製品安全点検制度。

昨年四月から、長期間継続して使用する製品(特定保守製品)に点検が義務化されました。

ホームページ <http://www.egao-sintex.com/> で

工事例がカラー写真で見ることが出来ます。ぜひご覧下さい。

## 商品情報



### ■ 新制度の背景 ■

製品を購入した時点から、製品の保守点検はお客様が行うこととなりますが、私も含めて製品に関して知識がなごんな異常が危険なのか分からないのが本当です。

製品が壊れて動かなければ修理や買い替えをしますが、少しでも使用できれば、なんとなく使用してしまいます。

そこで瞬間湯沸し器、FF式石油ファンヒーター、浴室

消費者による点検が難しく、経年劣化による重大事故の発生する恐れが高い製品が『長期使用製品安全点検制度』の対象で、具体的には

- ・屋内式風呂湯沸し器
- ・屋内式風呂ガマ
- ・石油給湯器
- ・石油風呂釜
- ・FF石油ファンヒーター

- ・電気食器洗機(ビルトイン)
- ・浴室用電気乾燥機

乾電気乾燥機などの長期に使用する製品で、古くなってからの点検や整備が悪く、人の死亡や火災といった重大な事故がありました。

こういう事故を防止するために、平成二十一年四月から法改正されました。

### ■ 対象製品は ■

『長期使用製品安全点検制度』と『長期使用製品安全表示名称』の二が施行されました。名称の違いは『点検』と『表示』です。



屋内式ガス風呂ガマ

『長期使用製品安全表示制度』は、経年劣化による事故発生率が高い商品に、設計上の標準使用期間と経年劣化の注意表示が義務化されたものです。対象製品は、

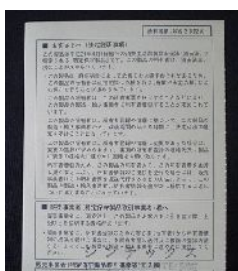
- ・扇風機
- ・換気扇

- ・エアコン
- ・電気洗濯機
- ・ブラウン管テレビ

### ■ どうすればいいの ■

例えば、ガスの屋内式瞬間湯沸し器を取り替えたとします。このとき販売店や施工者がこの『長期使用製品安全点検制度』について説明し、お客様は同梱されているハガキに必要事項を記入してメーカーへ返信するか、インターネッ上で登録します。(義務です。)

受け取った、メーカーはその情報を元に、点検日がきたらお客様へ連絡することになります。点検結果によって継続使用、修理、買い替え、使用中止・・・などはお客様が決めることとなります。



返信ハガキの控えです

是非、製造会社、当社のような販売施行店、お客様と一緒に重大な事故が起きないようにしましょう。

### ■ 編集後記 ■

昨年四月以降の工事確認したところ、『長期使用製品安全点検制度』の確認をしていないお客様が一人いらっしゃいました。急いで連絡を取り、ハガキをメーカーへ返信しました。

また、昨年四月以前に製品を取り付けた方は、法律の対象外で登録義務はありませんが、メーカーでは対象外の方も管理してくれるところもあります。ご不安な方は直接メーカーへ確認するか、当社へご連絡いただければ確認いたします。



リニューアル工房  
**シンテックス**

市原市桜台1-4-37

<http://www.egao-sintex.com/>

**TEL0436-66-8737**

営業時間:月~日曜日 8:30~20:00